

確認申請に当たっての注意事項

- 1 この確認申請書は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に、財産形成住宅（年金）貯蓄を払い出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものであることについて、あなたの住所地の所轄税務署長の確認を受けようとする場合に使用します。税務署長からその確認をした旨の記載がある通知書の交付を受けた場合は、その通知書を財産形成住宅（年金）貯蓄の受入機関の営業所等に提出することにより、当該貯蓄の利子等や払出し時又は解約時に支払われる利子等、解約返戻金等に係る差益が非課税とされます（地方税については、申請をする必要はありません。）。
- 2 この確認申請書は、提出時のあなたの住所地の所轄税務署に提出してください。
- 3 この確認申請書には、り災証明書や被災証明書など、東日本大震災によって被害を受けたことが判る書類、震災の時点において震災により被害を受けた地域に住所地があったことが確認できる住民票の写し、運転免許証や健康保険証の写しなどを添付してください。
なお、これらの書類を添付することができない場合には、添付できない事情を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 4 この確認申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「勤務先」欄には、財産形成住宅（年金）貯蓄申込書を金融機関等に提出する際に経由した勤務先の所在地及び名称を記入してください。
 - (2) 「受入機関の営業所等」欄には、払出し等を受ける勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所の所在地及び名称をそれぞれ記入してください。
 - (3) 「東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けることについての事情」欄には、「震災により〇〇に被害を受け資金が必要となったため」など、東日本大震災によって被害を受けたことにより払出し等を受けることの事情を簡単に記載してください。